
○議長（近藤八郎君） ただいまから、休会を解き、本会議を再開いたします。

出席議員数は、8人です。

定足数に達しております。

ここで、お諮りいたします。

本日の会議時間は、会議規則第9条第1項の規定により、午後5時までとなっておりますが、議事の都合により、同規則第9条第2項の規定によって、会議時間を延長いたします。

ここで、午後6時まで休憩いたします。

午後4時58分 休憩

午後6時19分 再開

○議長（近藤八郎君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第1 議案第3号「令和2年度下川町一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

大西 功 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（大西 功君） 議案第3号 令和2年度下川町一般会計補正予算（第4号）について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

審査に当たり、総務課長並びに担当課長などから、概要書、事項別明細書により補正予算の概要説明を受けました。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策として、社会活動や地域経済の回復など緊急を要する事業経費1億1,580万円が計上されています。このうち、介護保険特別会計に911万円を繰出し、病院事業会計に負担金として1,257万円を支出するものです。

今回の対策事業の財源として充当している財源は、地方創生臨時交付金の1次分及び2次分、総額2億2,847万4,000円のうち1億4,242万円に係るもので、既に予算を補正している2号補正及び3号補正において財源充当している地方創生臨時交付金5,253万円を合計して1億9,495万円になるものです。

委員会と担当課のやり取りといたしまして、まず、総務課とは、「給与システム、テレワークは今年実施しなければならないのか。日常的に使用するものなのか。」に対しまして、「保守が切れる時期、更新を検討していた。町、病院、消防が電算室に入室していた。自宅勤務に鑑み、クラウドにより政府系ネットワークを介して操作できる。事務の効率化に貢献、将来の経費を考慮したところである。」

「自宅勤務による情報流出や紛失などが心配。セキュリティの体制は大丈夫なのか。」に対しましては、「政府系ネットワークによるもので、台帳や要綱等を整備する。」

次に、保健福祉課とは、「総合福祉センター屋上防水について、以前から防水工事を予定していたのか。なぜこの時期なのか。」に対しましては、「総合計画に載せていたが予算がつかなかった。先日の雨では玄関に漏水があった。」

「今回の対策費が無ければ単費なのか。」につきましては、「そのとおりである。」との答弁がありました。

次に、森林商工振興課でございます。

「輸出原木等緊急支援事業について、緊急というが、どのぐらいの期間となるのか。」に対しまして、「期間にしぼりはない。」

「宅地に隣接しているが、周辺住民や公区長の合意が得られているのか。」に対しましては、「公区長から理解を得ている。周辺住民10件を戸別訪問し御理解を得ている。敷地と住宅地と離して柵を設けることなど、住民配慮していきたい。今後、宅地分譲の予定はないことを商工会からも確認している。」

次に、「宿泊者にしもりんポイントの付与について、応募が少ない場合はどうなるか。」に対しましては、「不要額になる。交付金は返還または他事業に充当する。」

また、「一の橋の集住化住宅、アイキャンハウスやおうるも適用できないか。」に対しましては、「柔軟に対応させていただきたい。」

次に、建設水道課では、「快適住まいづくり促進事業について、見込み以外にこれからの需要はあるのか。」に対しましては、「断った案件はない。補正を認められれば来週にも町内に周知したい。」

次に、教育課では、「オンライン会議等対応機器整備事業について、現状の施設では対応できないのか。」に対しまして、「現状の機器が7年以上前のもので会議運営に支障が出てきた。また、ギガスクール事業で自宅にインターネット環境が無い児童生徒が公民館等で授業が受けられるよう整えていきたい。」

これを受けまして、委員会討議のやり取りとして、「一人10万円の対象期間の拡大など特別決議の反応が今回の事業に見当たらない。」「中・長期を見て、一定額を予算確保すべきではないのか。一般財源を使用しないと言うが、残りの財源3,300万円では足りないのではないのか。他の市町村では福祉事業が見られる。我々の考えはきめ細かい福祉事業だった。一般財源を用意すべきである。」「残された財源の3,300万円では支援が十分ではない。我々の考えを具体的に事業に反映すべきである。一つでも具体的に議会として提案することに踏み込んでいくべき。」「不急ではない事業は今回保留し、次回の事業予算に充当できないか。」などの意見が出されました。

委員会として次の意見を付すものであります。

「新型コロナウイルス感染症に対して、気を緩めることなく従前どおり対策を講じること。」

以上、当委員会の審査の結果、修正可決すべきものと決したところであります。なお、修正案については、お手元に配布のとおりでございます。議員各位の御協賛をお願い申し上げます。審議の経過と結果について報告とします。

○議長（近藤八郎君） ただいま報告がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。
次に、修正案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。
これから、議案第3号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、修正です。
まず、委員会の修正案について、起立により採決します。
委員会の修正案に賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。
したがって、委員会の修正案は可決されました。
次に、修正部分を除く部分について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。
したがって、修正部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。
お諮りいたします。
ただいま修正議決されました、令和2年度下川町一般会計補正予算(第4号)について、その字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤八郎君) 異議なしと認めます。

したがって、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

○議長(近藤八郎君) 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これをもって、令和2年第4回下川町議会臨時会を閉会いたします。

午後6時30分 閉会